

令和3年度健康保険料率・介護保険料率について

当組合の令和3年度の健康保険料率・介護保険料率については、下記のとおりとなります。

【保険料率】

健康保険料率…1,000分の96（変更なし）

介護保険料率…1,000分の18（変更あり）

1,000分の16 ⇒ 1,000分の18に改定されます。

※適用（事業主・被保険者は、令和3年3月分保険料（令和3年4月30日納付期限）から任意継続被保険者は、令和3年4月分保険料（令和3年4月10日納付期限）から）

〈令和3年度の健康保険料率及び介護保険料率の負担内訳〉

	一般保険料率		調整保険料率	健康保険料率	介護保険料率
	基本保険料率	特定保険料率			
事業主	26.85	21.50	0.65	49.00	9.00
	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
被保険者	25.85	20.50	0.65	47.00	9.00
	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
計	52.70	42.00	1.30	96.00	18.00
	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

健康保険料	一般保険料	基本保険料	加入者に対する医療給付や保健事業などにあてる保険料
		特定保険料	前期高齢者医療給付のための「納付金」、後期高齢者医療制度への「支援金」、退職者医療制度への「拠出金」などにあてる保険料
	調整保険料		全国の健康保険組合が共同で行う高額医療費の共同負担事業と財政窮迫組合の交付事業の財源にあてるため、各組合が拠出する保険料
介護保険料		健康保険に加入している40歳～64歳の介護保険第2号被保険者分の保険料	

※特定保険料率は、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、退職者給付拠出金等の額が毎年変動するため、それに必要な料率を毎年度見直すことになっております。令和3年度の特定保険料率は、1,000分の42となります。